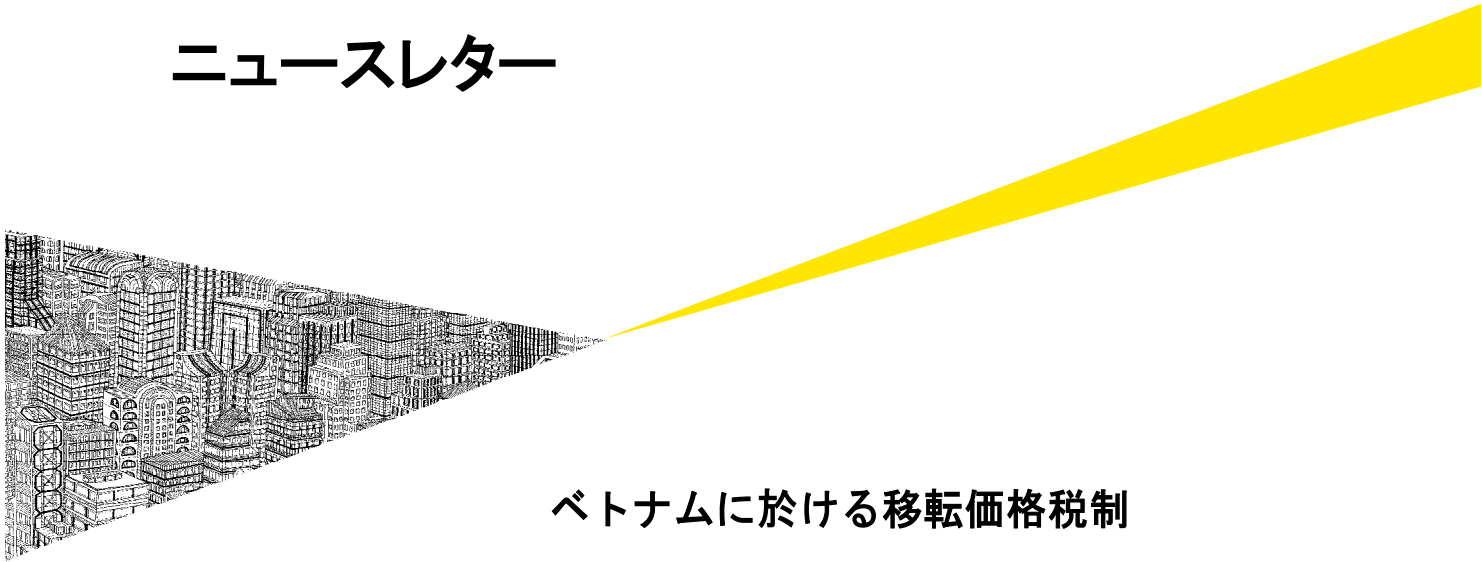


ニュースレター



ベトナムに於ける移転価格税制

税務管理法の修正、補足草案の移転価格税制に関する新たな規定

2012年1月

 **ERNST & YOUNG**
Quality In Everything We Do

要約

- ▶ 財務省は事前確認制度（APA）の採用を規定する税務管理法の一部条項を修正、補足する草案を公表しました。
- ▶ 税務当局は税務規則を違反した場合時に、売上による税金賦課を実施する権限を有します。
- ▶ 損益が発生する事業体は定期的に検査され、営業ライセンス及び税コードを無効化される可能性があります。
- ▶ ベトナム税務当局はベトナムと税務相互協議を締結する国の税務当局からの情報を取得する権限を有します。
- ▶ 税務当局は税務規則の違反に対する刑事調査権限を与えられます。

はじめに

最近承認された 2011 年-2020 年の税務改革戦略に基づき、財務省より税務管理法の一部条項の修正、補足する草案が公表されました。修正草案に課税価格に関する事前確認制度の採用許可、売上による税賦課、定期的税務調査、長期的損益を報告する事業体の営業許可書の取消、税務当局へ刑事調査権譲与及び納税者の情報収集範囲の拡大などで新たな条項が補足されました。

今回のニュースレターは移転価格に関する草案の重要な規定及びその他関連税務課題点を要約し、その影響を分析します。

移転価格及びその他の関連課題点に関する草案

課税価格の事前確認制度（Advance Pricing Arrangement - APA）

現在、ベトナムの税務規則では APA 制度について言及されていません。今回の税務管理法の一部条項の修正、補足する草案はベトナムに於ける事前確認制度を採用する法的根拠を提供する条項が補足されました。APA とは事業体が法人所得税申告書及び関連税関申告書を提出する事前に税務当局から確認を受け「関連当事者間取引に係る税金計算根拠及び移転価格の算定方法」を規定する制度であり、有効期間は 5 年間となります。

APA は新たな制度なので、その施行詳細ガイドラインを公表する以前に、当局が経験を積み、適当な方法の選定を行うために、財務省はベトナムでの大手事業体の一部に対しパイロット APA プログラムを遂行します。

売上へのみなし法人所得税の賦課

税務管理法の一部条項の修正、補足する草案により、税務当局は納税者が税務規則（移転価格税制を含む）を違反した場合に、みなし税金賦課を実施する権限を有します。賦課方法は財務省が事業、業界別及び時期別に対して規定する付加価値比率或いは利益比率を根拠に売上に適用します。

税務管理法に関する規定の草案

損益が発生している事業体に対する、定期的調査及び営業許可書の取消

税務管理法の一部条項の修正、補足する草案により、事業体が自己資本金額の 50%以上の損益を報告する場合、定期的調査、営業許可書の取消、税コードの無効化、生産経営活動の停止をされる対象となります。

外国のソースからの納税者に関する情報収集範囲の拡大

税務管理法の一部条項の修正、補足する草案により、移転価格を含む税務管理を行うため、税務当局はベトナムと二重課税防止協定及び所得税脱税防止協定を締結した諸国の税務当局から情報を収集、処理することができます。

税務当局へ刑事調査機能の譲与

税務管理法の一部条項の修正、補足する草案により、税務当局は税務規則に違反する行為に対する刑事調査権限を有します。ベトナムの刑事法により、100 百万 VND 以上(約 4,900USD に相当する)の税金の脱税をした納税者は調査され、処分されます。

コメント

税務及び移転価格税制に関する一部条項の修正、補足すると共に最近の税務当局及び中央から地方までの各レベル関連機関の法律遵守強化活動により、以下のことが明確化されました：

- ▶ ベトナムは移転価格税制に関する法律枠の整備及びその実施能力を強化すると共に、移転価格に関する税務管理の有効性、透明性の改善を推進しています。APA に関する規定の発行は典型的な例と見られません。APA は税務当局と納税者が相互合意に基づき業務遂行を行うので、両者が移転価格税制に関する問題点をより良く検査、フォローできると共に、税務管理規程の透明性が改善できると期待されています。更に、事業体に移転価格税制に関する規定の遵守と支援をすると同時に APA 採用期間中に移転価格に対する税務調査のリスク減少、或いは避けることを通じてルールが遵守される可能性が向上します。APA による二重課税の防止効果も期待できます。
- ▶ ベトナム税務当局は特定な経験を積み、更なるに外国投資管理、特に移転価格管理、の重視をしています。
- ▶ ベトナム税務当局はサービス、無形固定資産及びローン利息に関する関連当事者間取引に於ける独立企業間価格の算定方法に対する関心を一層に高めています。
- ▶ 損益を報告している事業体に対する税金の定期的検査、売上に対するみなし法人所得税の賦課、営業許可書の取消などの規定を発行することはベトナム税務当局が、継続的に損益を報告している事業体に対する税金・移転価格の調査、検査、管理を集中的に重視していることが明らかです。

関連当事者間取引に於ける算定された譲渡価格に関するリスク管理

ベトナムの移転価格税制に関する Circular 66 により、納税者は：

1. 関連当事者間取引の情報を申告し、年次法人所得税申告書に添付して提出すること；
2. 税務当局から文書によって提出指示を受けた場合、30 日間以内に提出する必要がある移転価格文書を作成、保管することを要求しています。同様の要求は 2006 から 2009 年に関しても Circular 117 により規定されています。

移転価格への取り組みや税務調査の強化を鑑み、ベトナム国内企業、特に、かなりの量の関連当事者間取引があり、数年間継続的に損失を計上している企業は、移転価格税制の遵守を真剣に検討する必要があります。本税制への対応を早い時期に採用し、関連当事者間取引の情報申告に関する移転価格税制の遵守を定期的に検査し、遵守することと毎年の移転価格の文書作成、保管、更新をすることが更に重要になります。それにより、厳重な罰金を含む税金・移転価格に関するリスク及びその他関連リスクの軽減が可能となります。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu huong.vu@vn.ey.com	パートナー
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	ディレクター
Pham Ngoc Long long.ngoc.pham@vn.ey.com	マネージャー
安西 冬樹 fuyuki.anzai@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

ホーチミン事務所

Christopher Butler christopher.butler@vn.ey.com	パートナー
Nitin Jain nitin.jain@vn.ey.com	ディレクター
Nguyen Tan Phat phat.tan.nguyen@vn.ey.com	マネージャー
Lea Gracia Molina lea.gracia.molina@vn.ey.com	マネージャー
小野瀬 貴久 Takahisa.Onose@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000209

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。